

# 2024年12月の制度改正についてのご案内

## 制度改正の概要

### [1] 掛金の拠出限度額の見直し

第2号被保険者のうち、勤務先の実施する企業年金制度<sup>(注)</sup>に加入している方（公務員を含む）は、掛金の拠出限度額の算定方法が変更となり、拠出限度額の上限が、月額20,000円に統一されます。

(注)「企業年金制度」とは、企業型確定拠出年金（企業型DC）、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、公務員の退職等年金給付（共済）を指します。このうち、企業型DC以外の制度を総称して「DB等の他制度」といいます。

勤務先の企業年金制度への加入状況	制度改正前	制度改正後 (2024年12月1日以降)
企業型DCのみに加入	月額5.5万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 «月額2万円が上限»	月額5.5万円 - (各月の企業型DCの事業主掛金額 + DB等の他制度掛金相当額) <sup>(※)</sup>  «月額2万円が上限»
企業型DCとDB等の他制度に加入	月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 «月額1.2万円が上限»	
DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）	月額1.2万円	
企業年金がない	月額2.3万円	月額2.3万円（変更なし）

※DB等他制度掛金相当額とは、他制度ごとに企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定されたものを行い、複数のDB等の他制度に加入している場合は各掛金相当額を合算します。

※企業型DCの事業主掛金額は企業型DCの加入者用Webサイト、DB等の他制度掛金相当額はお勤め先の人事部等ご担当部署にご確認ください。

### ご留意事項1

公務員を除く第2号被保険者の拠出限度額は、各月の企業型DCの事業主掛金額やDB等の他制度掛金相当額によって、2万円を下回る場合があります。

※公務員の場合、他制度掛金相当額が8千円と公示されましたので、制度改正以降、公務員の拠出限度額は月額2万円となります。

### 企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額とiDeCo拠出限度額の関係

iDeCo掛金の拠出限度額の上限は2万円ですが、以下の例1、例2、例3のいずれの場合も、iDeCoの拠出限度額は1.5万円となります。

【例1】5.5万円 - (企業型DCの事業主掛金額1万円 + DB等の他制度掛金相当額3万円) = 1.5万円

【例2】5.5万円 - 企業型DCの事業主掛金額4万円 = 1.5万円 (DB等の他制度への加入なし)

【例3】5.5万円 - DB等の他制度掛金相当額4万円 = 1.5万円 (企業型DCへの加入なし)

	【例1】 企業型DCと DB等の他制度に加入	【例2】 企業型DCのみに加入 (DB等の他制度なし)	【例3】 DB等の他制度のみに加入 (企業型DCなし)
5.5万円	iDeCoの拠出限度額 1.5万円	iDeCoの拠出限度額 1.5万円	iDeCoの拠出限度額 1.5万円
	企業型DCの事業主掛金額 1万円	企業型DCの事業主掛金 4万円	DB等の他制度掛金相当額 4万円
	DB等の他制度掛金相当額 3万円		

## ご留意事項2

企業型DCの事業主掛金額やDB等の他制度掛金相当額によっては、現在 i D e C o にご加入されている場合でも、i D e C o の掛金が減額調整されることや i D e C o の掛金を拠出できなくなることがあります。

### ●各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額の合計額が4.3万円超5万円以下の方

	企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額の合計額	i D e C o 掛金の上限額
5.5万円	4.3万円超5万円以下	1.1万円～5千円

- ▶ 現在の掛金額が、『1.1万円～5千円』を上回っている場合、上限額の範囲内となるよう掛金の減額調整が行われます。

例

現在の掛金額 : 1.2万円  
改正後の上限額 : 1.1万円



[現在の掛金額 : 1.2万円 > 改正後の上限額 : 1.1万円]  
となるため、掛金額は1.1万円に減額調整されます。

### ●各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額の合計が5万円を超える方

	企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額の合計額	i D e C o 掛金の上限額
5.5万円	5万円超	5千円未満

- ▶ 掛金の上限額が5千円未満となり、i D e C o 掛金の拠出最低額（月額）5千円を下回ることから、掛金を積み立てることができないため拠出停止となります。

例

現在の掛金額 : 1.2万円  
改正後の上限額 : 4千円



[改正後の上限額 : 4千円 < 掛金の拠出最低額 : 5千円]  
となるため、掛金は拠出停止となります。

※掛金を拠出できなくなった場合の脱退一時金の取り扱いは、末尾の厚生労働省ホームページをご参照ください。

### ●各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額とi D e C o 掛金の関係

各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額の合計額	制度改正後のi D e C o 掛金上限額(2024年12月1日以降)	現行の拠出限度額(1.2万円)の上限まで拠出している場合
0万円～3.5万円以下 (※)	月額2万円	増額可能
3.5万円超4.2万円以下	月額1.9万円～1.3万円	
4.2万円超4.3万円以下	月額1.2万円	増額不可
4.3万円超～5万円以下	月額1.1万～5千円	減額調整
5万円超	拠出不可	掛金一時停止

## [2] 加入時等の書類および加入後の事業主（勤務先）の事務手続の見直し

制度改正に伴い、加入手続書類のうち「事業主の証明書」の提出および加入後、加入者の勤務先（事業主）に義務付けられていた年1回の加入者の在籍および企業年金制度への加入状況の報告が不要となります。

- ▶ 制度改正に関する詳細は、厚生労働省のホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html#202412>

